

魚沼漁業協同組合内共第 27 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、魚沼漁業協同組合（以下「組合」という。）及び桧枝岐村漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第 27 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いwana及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕の尾数を 5 尾以内とし、5 尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いwana、やまめ	魚沼漁業協同組合内共第 27 号に定めて公表した区間	4 月 21 日から 9 月 30 日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁者は第8条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿数は、1人2本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで
ふ な	ただし、6月10日から6月20日までの期間を除く
う ぐ い	1月1日から12月31日まで ただし、5月25日から5月31日までの期間を除く
わ か さ ぎ	1月1日から12月31日まで
い わ な	4月21日から9月30日まで
や ま め	

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域
1. 福島県南会津郡只見町地内の電源開発株式会社大鳥発電所堰堤上流端より上流500メートルの区域
2. 福島県南会津郡桧枝岐村地内の電源開発株式会社南沢取水路注水口中心から半径50メートル以内の区域

3. 福島県南会津郡桧枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所 1 号放水口
（2 つある放水口のうち上流側）より上流 300 メートルから下流 600 メートルまでの区域
【電源開発専用道路内上大鳥橋上流 410 メートルから下流 490 メートルまでの区域】

2 前項に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3 前項の公示については、第 8 条第 2 項に定める場所に掲示して行うものとする。

（全長の制限）

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、いわな、やまめ	15 センチメートル
ふな、うぐい	7 センチメートル

2 前項の表の左欄に掲げる水産動植物の放産した卵は、採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第 8 条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、当該額の 2 分の 1 に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは 700 円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊漁料（税込）
こ い ふ な う ぐ い わ か さ ぎ い わ な や ま め	竿 釣	1 日 1,300 円（組合事務所又は取扱所） 1 日 2,000 円（遊漁現場） 1 年 6,000 円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利

用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する事ができる。

- (1) 魚沼漁業協同組合事務所
- (2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所
- (3) 組合が指定するオンラインシステム（以下、「オンラインシステム」という。）

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、

遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）注意事項
- （4）その他必要な事項
- （5）発行者名

（違反者に対する措置）

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は令和 9 年 1 月 1 日から施行する。